

令和3年度

上尾市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金

一般家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化及び堆肥化により資源の有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理容器等を購入した世帯（市内に居住する者の世帯に限る。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助金交付対象者

当該年度内に機器を購入し、上尾市内に住所を有しかつ居住する者であること。

交付対象機器

	コンポスト式生ごみ処理容器		電気式生ごみ処理機	
概要	生ごみを微生物の働きで 《発酵⇒分解⇒堆肥化》 する容器		生ごみを電気で 《乾燥⇒脱水⇒分解 ⇒減量化・堆肥化》 する機器	
補助金額	1個につき購入金額の2分の1※ 《上限：4千円》		購入金額の2分の1※ 《上限：2万円》	
補助制限	1世帯当たり、年度内に2台まで		1世帯当たり、5年に1台まで	

※購入費用には消費税を含み、どの申請も100円未満の端数は切捨てとなります。

【申請受付期間】 令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

【申請先】 環境政策課（郵送も可）、各支所・出張所

受付時間：8時30分～17時（土日、祝日、年末年始を除く）

※出張所は土曜開庁日も受け付けます

- ◆ 先着順で受付をします(期間中であっても、申請額が予算に達した時点で受付を終了します。)

※予算額に達した日に複数の申請があった場合は、同日中に受け付けた有効な申請の中から抽選により交付を決定します。

- ◆ 申請書類に不備があった場合、一部の書類のみのお預かりや、仮予約等は行っておりませんのでご了承ください。

上尾市役所 環境政策課(市役所本庁舎5階)
〒362-8501 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号
TEL：048-775-6925/FAX：048-775-9872
e-mail：s251000@city.ageo.lg.jp

上尾市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金

検索



手続きの流れ

1 補助金の交付申請（申請者 ⇒ 環境政策課へ）

～必要書類～

- ◆ 「上尾市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書」
- ◆ 領収書の写し（下記領収書の例を参照）
- ◆ 仕様書の写し（カタログ可）

2 交付決定通知書の送付（環境政策課 ⇒ 申請者へ）

以下の書類をご自宅に送付します。（申請書受理後、1～2週間で送付）

- ◆ 「上尾市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金 交付決定通知書」
- ◆ 「上尾市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金 請求書」
- ◆ 「上尾市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金をご申請された方へ」

3 請求書の提出（申請者 ⇒ 環境政策課へ）

～必要書類～

- ◆ 「上尾市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金請求書」
※振込口座名義人は、**必ず申請者本人の名義**としてください。
- ◆ 「上尾市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付決定通知書」の**写し**
※原本は申請者が保管してください。

4 振込（環境政策課 ⇒ 申請者へ）

請求書の提出から3～4週間で指定口座に振り込みます。

振込通知書は送付しませんので、通帳を記帳するなどして確認してください。

よくある問合せ

Q1. 対象機器はどこで購入したらよいか。

A1. お近くのホームセンターや家電量販店などでお買い求めください。

領収書が発行できる店舗であれば、インターネットショッピングでも構いません。

（※納品書ではお手続きできませんのでご注意ください。）

Q2. ポイントやクーポンを利用した場合の金額はどのようになるか。

A2. 実際にかかった経費が対象となります。

割引後の価格でご申請ください。

Q3. 領収書の記載事項はどのようなものか。

A3. 《購入者の氏名、購入店舗の名称、購入機器の品名・型式・税込価格》
が記載されていることを確認しています。

Q4. 領収書はレシートタイプでもよいか。

A4. 必要事項が記載されていれば、
レシートタイプでも構いません。

領 収 書 (例)	
上尾 太郎 様	No. _____
	発行日 ○○年○○月○○日
金額	¥55,000 (税込)
但	○○○○(AB-○○○○)代
上記正に領収いたしました。	
印 収 紙 入	内 訳 _____ 税抜金額 _____ 消費税等 _____
	〇〇株式会社 〒 _____ 〇〇株式会社
	社 判
	TEL : _____ FAX : _____ 担当 : _____